

★大規模イベント補助金交付の流れ★ ～令和9年4月から令和10年3月実施分～

①計画書の提出

令和8年7月1日から令和9年2月26日にて令和9年度の事前受付をいたします。令和9年度に草津市での大規模イベントの開催を予定されており、補助金を活用される場合は事前計画書を提出してください。計画の内容に基づき予算措置の調整を行います。

※留意事項

- ・補助金は予算の範囲内での交付となります
- ・補助金予算を超える場合は、申請があった順に内容を審査して通知しますので、お早めにご相談ください。
- ・事前計画書の提出をもって補助金の交付が決定されるものではありません。令和9年度に改めて補助金の交付申請が必要です。
- ・令和9年度以降の開催分は、前年の2月末までに提出していただくこととなります。

※提出書類

ワード 事前計画書（大規模イベント様式第5-4号）

※提出先・方法

（一社）草津市観光物産協会 / 電子メールまたは郵送（問合せ先にアドレス等記載）



②予算措置通知

補助金の予算措置の結果について、開催年の4月頃計画書の提出者に通知します。（内定の段階です）

以降の流れ③～⑨は令和8年度と同じとなります。